

関島社会保険労務士事務所便り

2015年
10月号

社会保険労務士・行政書士

関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12

電話：03-3609-7668

HP: <http://www.srseki.info>



マイナンバー10月中旬以降各個人に通知

◆10月中旬以降約1か月のうち

いよいよ個人番号（マイナンバー）制度の実施に伴い、10月中旬以降約1か月のうちに、各市区町村より、住民票の住所地に12けたの個人番号が通知されます。

この個人番号は、以下の手続きを事業主が行う上で必要になります。

1. 雇用保険の適用・給付等に係る届出事務、労災保険の給付に係る届出事務
2. 健康保険・厚生年金保険の適用・給付等に係る届出事務
3. 給与・賞与・年末調整の所得税源泉徴収等に関する事務
4. 源泉徴収票の作成、提出に関する事務
5. 国民年金第3号被保険者に関する事務

◆番号通知を受け取れなかった場合は

個人番号の通知は、簡易書留で郵送されます。不在保管期間は1週間です。

受け取れない場合は、個人番号が記載された住民票をお取りください。

◆従業員と扶養者のマイナンバー収集

各事業所は、原則として賃金及び報酬を支払う全員のマイナンバー及びその扶養親族のマイナンバーを取得し、管理する必要

があります。

具体的には、年末調整の際の源泉徴収票や、扶養控除申告書に新たにマイナンバー記入欄が設けられます。

そのほか、雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金の適用や給付請求の用紙にマイナンバー記入欄が新たに設けられます。

そのため、事業主は、報酬・賃金を支払っている役員と全従業員および、その扶養親族のマイナンバーを取得することが必要となります。

◆事業主に厳重管理義務

個人番号は、国が国民一人一人の賃金等を把握し、適正な税や保険料の徴収を行うことを主要な目的としているため、その管理は極めて重大なものになります。

- ①鍵のかかる金庫・キャビネット等に保管。
- ②個人番号取扱責任者・取扱担当者の選任。
- ③扶養親族にならなくなった場合は黒塗り等により速やかに、本人が退職の場合は法定の保存期間（退職日の翌年1月10日より7年間）後、確実に廃棄する。
- ④就業規則のある事業所は就業規則への規定、個人番号管理規程の作成。

生まれつき又は20歳前障害は障害年金の対象

◆多い20歳前障害の未請求者

「私の障害は生まれつきだから」とか、「小学校時代にケガをしたものだから」といって、20歳前に障害になった方で、障害年金がもらえることを知らない方は意外と多いようです。

通常の年金は、保険料を支払うことで、障害となったときに支給されるものですが、生まれつきとか20歳前に障害の初診日がある場合は、保険料の支払いを必要とせずに障害年金の受給対象者になります。

◆20歳前障害基礎年金とは

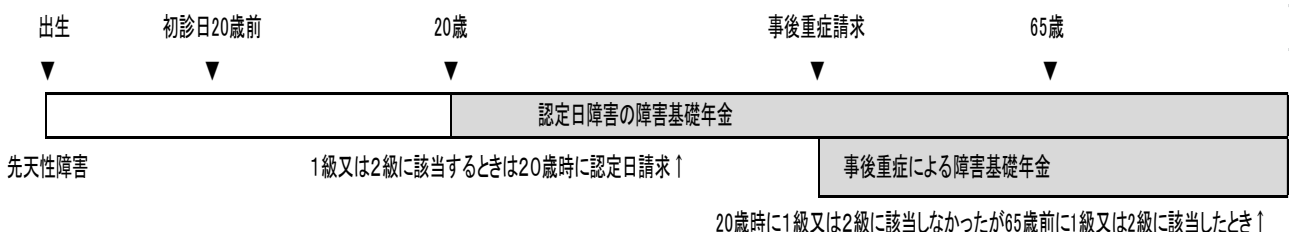
生まれつきの障害（知的障害含む）を持っている方や、20歳前に障害が残ってしまった方、又は、20歳前の障害が20歳過ぎて重くなった方を対象に、障害の程度が、国民年金の定める1級又は2級に該当するとき、成人後の所得を補うための年金です。そのため、

- ①国民年金の保険料を納めていなくても対象になります。
- ②ある程度所得のある方は、所得制限があります。
- ③20歳前障害の対象となる方が、その後就職して厚生年金に加入しても障害厚生年金の対象にはなりません。しかし、20歳前に就職し、厚生年金に加入しているときに初診日のある障害については、障害厚生年金になります。

◆20歳前の障害年金の請求方法

1 障害認定日請求

障害認定日に障害の程度が1級又は2級の状態にあるときは次の日が障害認定日です。



①生まれつき障害のある方

満20歳になったとき

②20歳前に初診日があるとき（③除く）

満20歳になったとき

③20歳直前に初診日があるとき

初診日から1年6か月経過したとき

2 遡及請求

障害認定日に請求できなかったが、20歳のとき（20歳直前に初診日があるときは1年6か月経過したとき）の診断書が取り寄せることができ、障害の状態が1級又は2級に該当するときは、5年を限度に遡って障害年金を請求できます。

3 事後重症請求

障害認定日に障害の程度が1級又は2級に状態になかった方が、その後重くなり、65歳になる前日までに1級又は2級に該当するときは、障害年金を請求した翌月から障害年金が支給されます。これを事後重症請求といいます。

◆初診日の証明の特例

20歳前障害では医師の初診日の証明が困難であることが多いことから、第三者等による証明など特例措置が認められています。

20歳前障害基礎年金の年金額と所得制限

年金額	1級 975,100円	2分の1支給停止	全額支給停止
	2級 780,100円		
	(全額支給)		(半額停止)

▲ 0 ▲ 398.4万円 ▲ 500.1万円 (所得)

注 所得は2人世帯で給与所得の場合です。(平成27年度)

65歳以上で退職すると一時金になる

雇用保険の「高年齢求職者給付金」

◆基本手当が一時金に代わる

65歳以上の人は原則として雇用保険の被保険者になりませんが、同一事業主のもとで継続して働き、65歳になった場合は、「高年齢継続被保険者」になります。

雇用保険の保険料は、毎年4月1日の時点で64歳以上の人は支払いが免除されますが、保険料を納めていなくても、65歳以降に働いた期間もすべて被保険者期間として計算されます。

そして、65歳以降に退職すると、受給できる失業給付の種類は基本手当に代わり「高年齢求職者給付金」という一時金になります。

雇用保険における年齢の数は、「年齢計算に関する法律」により、「誕生日の前日に満年齢に達する」とされています。

したがって、65歳の誕生日の前日に退職した場合は、65歳以上の人が受ける「高年齢求職者給付金」の対象になり、誕生日の2日前に退職した場合は、64歳の離職になり、基本手当の受給対象になります。

◆高年齢求職者給付金の受給額

高年齢求職者給付金を受けるためには、離職前1年間（病気やケガ等の期間がある場合は最大で4年間）に、11日以上賃金の支払われた月が6か月以上あることが必要です。

高年齢求職者給付金は、基本手当と異なり、失業の認定を1回受けるだけで、所定

給付日数分をまとめて一時金としてもらえます。

但し、下表のとおり、一時金としてもらえる額は、65歳前と比べてかなり少なくなります。

◆失業の認定は1回限り

高年齢求職者給付金を受給するための手続きは、基本手当を受ける場合と同様、住所地のハローワークに離職票等を持参し、まず「求職の申込み」を行います。

高年齢求職者給付金も一応失業給付ですから、仕事を探しているという姿勢が必要です。この求職の申込みを行って受給資格が決定すると、7日の待期期間終了後に失業認定日があり、この認定日において失業の状態であれば、高年齢求職者給付金が一時金で支給されます。

正当な理由がなく自己都合により退職した場合、規定上は、さらに3か月間の給付制限がありその後に失業認定が行われて支給されることになっています。しかし、この取り扱いは厳格ではなく、ハローワークによってまちまちです。

受給できる期間は、退職日の翌日から1年間ですから、求職の申込み手続きが遅れた場合は、失業認定日から受給制限日までの日数分しか支給されません。

高年齢求職者給付金

被保険者であった期間	65歳以上
1年未満	基本手当の30日分
1年以上	基本手当の50日分

上記の日数分の基本手当を一時金で受ける

基本手当の所定給付日数(一般離職)

被保険者であった期間	65歳未満
10年未満	90日
10年以上20年未満	120日
20年以上	150日

●正社員の4割が「今転職を考えている」

インテリジェンスが運営する転職サービス DODA (デュダ) は 28 日、関東・関西・東海に住む 22 歳～59 歳のホワイトカラー系職種 の男女正社員を対象にインターネットを通じて行った「転職に関する意識調査」の結果を発表した。今転職を考えている人は 39.1%、実際に転職活動を行っている人は 3.8%。有効回答数 5,000 件。(9 月 28 日)

●介護離職ゼロへ向け特養増設

政府は「介護離職ゼロ」の実現に向けて、2016 年度予算から特別養護老人ホームの整備費用を拡充し、大幅に増設する方針を固めた。特養の事業者に対して市街地の国有地を優先的に貸し出すことや、空き地、空き家を活用することも検討しており、介護離職を極力減らしたい考え。(9 月 24 日)

●男性の育休取得に助成金を新設

厚生労働省は、男性従業員の育児休業を奨励する企業への助成金を新設、女性向けの職業訓練の拡充などを決定した。過去 3 年間に男性の育休取得者がゼロの企業に対し、1 人目の従業員が取得した場合 30 万円を企業に支払う。中小企業に男性従業員の育休を根付かせるのがねらい。(9 月 23 日)

●福祉の窓口と施設を集約「共生型施設」推進

厚生労働省は、高齢者や子どもなどが 1 つの施設で介護や保育などのサービスを受けることができる「共生型施設」の普及を促進していく方針を明らかにした。介護や障害、子育てといった複数に分かれているサービスの窓口や施設を集約し、限られた人材や施設を効率的に提供するのがねらい。(9 月 17 日)

●有効求人倍率がバブル期以来の高水準に

厚生労働省が 2015 年版の「労働経済白書」を閣議に報告し、2014 年度の有効求人倍率がバブル期並みの 1.11 倍となったことがわかった。雇用情勢は「着実に改善が進んでいる」とし、労働生産性を高めるための IT の活用、長時間労働の是正などが必要だと指摘している。(9 月 15 日)

●厚労省が企業年金に関する新制度案を提示

厚生労働省が社会保障審議会(企業年金部会)を開催し、確定給付の要素と確定拠出の要素を組み合わせた「リスク分担型確定給付年金(仮称)」に関する案を提示した。加入者が給付額の変動リスクを負う一方で企業は多めの掛金

を拠出し、労使負担を分け合う。2016 年度からの運用開始を目指す。(9 月 11 日)

●ブラック企業対策盛り込む

「青少年雇用促進法」(勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律)が、衆院本会議で可決、成立した。ブラック企業対策として、ハローワークが労働法令違反を繰り返す企業について一定期間は新卒者の求人票を受理しないことなどが盛り込まれている。施行日は 10 月 1 日だが、一部は来春からの施行。(9 月 11 日)

●改正派遣法が成立

懸案になっていた労働者派遣法の改正案が、当初予定していた 9 月 1 日の施行日を 9 月 30 日に修正し、11 日の衆院本会議で可決・成立した。これまで原則最長 3 年とされていた派遣労働者の受入れを、人を代えればずっと続けられるようにする一方、許可制と届出制があった派遣事業をすべて許可制にして、国の監督・指導を強化する内容となっている。(9 月 11 日)

●個人番号カードを消費税還付に 財務省案

2016 年 1 月から本人の希望に応じて発行される「個人番号カード」が、2017 年 4 月からの消費増税時に財務省が導入を目指す「還付制度」で、払い過ぎた税金を消費者に返す仕組みに利用される案が明らかになった。個人番号カードの普及にもつながるとの期待もあるが、還付手続の煩雑さや、システムの構築、店頭への端末の導入にコストと時間がかかること、買い物履歴がマイナンバーに結びつくこと等への懸念の声も広がっている。(9 月 10 日)

●法人マイナンバー 10 月 22 日から発送

国税庁は、マイナンバー制度の実施に伴い、法人・団体に割り振られる 13 桁の法人番号の発送を 10 月 22 日から開始すると発表した。対象は全国約 440 万の法人・団体。11 月 25 日までに同庁から、法人等の登記上の本店所在地に郵送される。10 月 5 日には「国税庁法人番号公表サイト」を開設し、基本 3 情報(①商号または名称、②本店または主たる事務所の所在地および③法人番号)を順次掲載し、公表する。(9 月 9 日)

